

報酬額統計調査について(お知らせ)

-28. 11. 01 (総務部)-

行政書士が業務を行ったときに受ける報酬額については、行政書士各々が自由に定め、事務所の見やすい場所に掲示することとなっております。日本行政書士会連合会ではこれらの報酬額について、依頼者の選択及び行政書士の業務の利便に資するため、行政書士法第 10 条の 2 第 2 項に基づき、報酬額統計調査を実施しています。

前回の調査は、平成 25 年 1 月に行いました。今後については、未定です。

◎平成 28 年度を調査実施年度とし以下の内容で平成 29 年 1 月に調査をします。

埼玉県行政書士会では、行政書士法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づき、行政書士の受ける報酬の額について、統計を作成し公表するため、報酬額統計調査を行うこととしており、本年をその実施年とします。

調査は、平成 29 年 1 月 1 日現在、会員であり、入会后 5 年を経過した会員の中から、無作為に抽出した 20%の方を対象に行います。

つきましては、今回の報酬額統計調査の対象となられた会員におかれましては、下記事項にご留意のうえ同封の調査票にご記入いただき、提出期限内にご返送くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、この調査結果につきましては、後日、公表させていただきますことをご了承ください。

記

<報酬額統計調査票の記入上の留意点>

1 調査項目について

調査項目は、所属支部名、報酬額の 2 件です。それぞれにご回答ください。

※厚生・環境保全分野、労働分野には、昭和 55 年改正法（法律第 29 号）附則第 2 項に規定する経過措置者（当該法律の施行日である昭和 55 年 9 月 1 日時点ですでに登録入会していた者）しか取り扱うことができない業務を含んでおります。

2 報酬額欄の記入について

1) 報酬額については、調査票に記載された業務項目について、平成 28 年 1 月から同年 12 月までに実際に受領した 1 件あたりの金額をご記入下さい。

複数件の受託がある場合は、期間内に貴事務所が受託した標準的なケースの受領金額を記入してください。

※取扱のない業務については、ご記入いただかなくて結構です。

2) 金額は消費税込みで記入願います。また、立替金は含まないものとします。

3 調査票の送付方法については、同封した返信用封筒を用いてご返送ください。

4 提出期限は、平成 29 年 2 月 10 日（金）までとします。

○問い合わせ先：事務局業務受託委員会（TEL048-833-0900・FAX048-833-0777）

※本調査データは、報酬額統計調査以外の目的には使用いたしません。

気軽に相談 確かな手続き あなたの街の行政書士
行政書士は、街の身近な法律家です
埼玉県課行政書士会